

【令和4年度国庫繰越事業】肥料価格高騰対策事業のご案内

1 事業の概要

肥料価格の高騰による農業経営の影響緩和のため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の一部を支援します。

2 補助の申請資格及び対象となる肥料

補助対象者となるには、次の①から③までの条件を全て満たす必要があります。

① 農産物を生産・販売する農家5戸以上で組織するグループであること。

⇒本町においては、「**国富町肥料価格高騰対策協議会**」を組織しており、一括で申請をします。

② 化学肥料の使用量の2割低減に向けて取組みを行うこと。

③ 以下の期間に購入・使用する肥料であること。

◆令和4年11月から令和5年5月までに購入・使用する肥料【R5春肥】

※R4秋肥に申請していない方は、令和4年6月から10月の期間に購入・使用した肥料も併せて申請できます。

3 補助金の算定方法

上記期間に購入した肥料費により算出します。

$$\text{補助金額} = (\text{当年の肥料費} - [\text{当年の肥料費} \div A \div B]) \times 0.7$$

A：価格上昇率（国で決定します、秋肥同様1.4倍になりました）

B：使用量低減率（0.9）

4 事業のスケジュール

(1) 肥料の購入及び使用

本補助金の申請をする方は、肥料販売店にて当年使用する分の肥料を購入してください。また、購入に際し注文書や請求書、領収書などの肥料の種類や数量、金額が分かる書類は、申請に必要なとなりますので、大切に保管してください。

なお、補助金を目的とした過度な購入はお控えいただき、適正量を購入していただきますようお願いいたします。

(2) 事業申請受付

以下の期間、令和5年春肥分の申請受付を実施します。希望する方は必ずお越しいただき、手続きいただきますようお願いいたします。

※受付期間：令和5年5月29日（月）～6月2日（金）

受付時間：午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで

受付会場：JA国富営農センター 2階 会議室

申請に必要なものは以下の4つになります。

①化学肥料低減計画書【受付会場にてお渡しします】

★取組メニュー（裏面参照）の中から2つ以上を取り組む必要があります。

②(1)に記載している肥料を注文又は購入したことが分かる書類

★肥料の種類、数量、金額が記載されている書類を持参ください。

③補助金の振込先となる通帳（写し）

④出荷していることが分かる書類（出荷証明書等）※JA出荷以外の方

(3) 申請書類審査

化学肥料低減計画書、肥料の内容等について、審査を行います。

審査の過程で、記載内容に不備等あれば、修正をお願いすることがあります。

(4) 化学肥料低減の取組実施

申請の際に提出する化学肥料低減計画書の内容に沿って、化学肥料低減の取組を行ってください。また、取組内容を証明する確認書類（裏面参照）も忘れずに準備してください。

(5) 確認書類の提出

化学肥料低減の取組が終わりましたら、取組内容を証明する確認書類を速やかに提出してください。提出先及び期限については、後日お知らせします。

(6) 補助金額の確定及び支払い

確認書類の提出をもって、補助金の額を確定し、事務局より口座振替にて支払いを行います。支払いを行う際には、事前に文書等で通知を行います。

確認書類に不備等ある場合は、支払いは遅くなります。

5 問い合わせ先 国富町肥料価格高騰対策協議会 事務局

国富町農林振興課 春元・日高・吉野・高橋

TEL 0985-75-9408【農産係】・0985-75-3609【園芸係】